

令和2年11月26日

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸 様

議会運営委員会

委員長 松 田 弘 幸

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

## 市議委第2号

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例  
第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の  
1項を加える。

(令和2年度における政務活動費の返還の特例)

- 2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、令和2年度に限り、第9条の規定にかかわらず、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派の当該年度における政務活動費による支出の見込額の総額を控除した額に相当する額の政務活動費を、年度の途中において返還することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策などへの財源充当を目的に、令和2年度の政務活動費を返還するにあたり、必要となる所要の条例改正を行いたいので提案する。